

議第7号

高山市道路占用料条例の一部を改正する条例について

高山市道路占用料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成26年3月3日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

道路法等の改正に伴い改正しようとする。

高山市道路占用料条例の一部を改正する条例

高山市道路占用料条例（昭和42年高山市条例第11号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(占用料の額)</p> <p>第2条 占用料の額は、別表占用料の欄に定める金額に、法第32条第1項若しくは第3項の規定により許可をし、又は法第35条の規定により協議が成立した占用の期間（電線共同溝に係る占用料にあつては、電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号。以下「電線共同溝整備法」という。）第10条、第11条第1項若しくは第12条第1項の規定により許可をし、又は電線共同溝整備法第21条の規定により協議が成立した占有することができる期間（当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日から当該占有することができる期間の末日までの期間）。以下同じ。）に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあつては、100円）とする。ただし、当該占有の期間が翌年度以降にわたる場合においては、同表占用料の欄に定める金額に、各年度における占有の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあつては、100円）の合計額とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(占用料の徴収方法)</p>	<p>(占用料の額)</p> <p>第2条 占用料の額は、別表占用料の欄に定める金額に、法第32条第1項又は第3項の規定により許可をした占有の期間（電線共同溝に係る占用料にあつては、電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号。以下「電線共同溝整備法」という。）第10条、第11条第1項又は第12条第1項の規定により許可をした占有することができる期間（当該許可に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をした日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日から当該占有することができる期間の末日までの期間）。以下同じ。）に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあつては、100円）とする。ただし、当該占有の期間が翌年度以降にわたる場合においては、同表占用料の欄に定める金額に、各年度における占有の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあつては、100円）の合計額とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(占用料の徴収方法)</p>

第4条 占用料は、法第32条第1項若しくは第3項の規定により許可をし、又は法第35条の規定により協議が成立した占用の期間に係る分を、当該占用の許可をし、又は当該占用の協議が成立した日（電線共同溝に係る占用料にあつては、電線共同溝整備法第10条、第11条第1項若しくは第12条第1項の規定により許可をし、又は電線共同溝整備法第21条の規定により協議が成立した日（当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日））から納入通知書により指定する期限まで一括して徴収するものとする。

（占用料の減免）

第5条 市長は、次の各号に掲げる占有物件に係る占用料について特に必要があると認めるときは、第2条の規定にかかわらず、同条に規定する額の範囲内において別に占用料の額を定め、又は占用料を徴収しないことができる。

- (1) 法第35条に規定する事業（道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第18条に規定するものを除く。）及び地方財政法（昭和23年法律第109号）第6条に規定する公営企業に係るもの
- (2)～(13) （略）

第4条 占用料は、法第32条第1項又は第3項の規定により許可をした占用の期間に係る分を、当該占用の許可をした日（電線共同溝に係る占用料にあつては、電線共同溝整備法第10条、第11条第1項又は第12条第1項の規定により許可をした日（当該許可に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をした日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日））から納入通知書により指定する期限まで一括して徴収するものとする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の占用料は、毎年度、当該年度分を徴収するものとする。

（占用料の減免）

第5条 市長は、次の各号に掲げる占有物件に係る占用料について特に必要があると認めるときは、第2条の規定にかかわらず、同条に規定する額の範囲内において別に占用料の額を定め、又は占用料を徴収しないことができる。

- (1) 地方財政法（昭和23年法律第109号）  
第6条に規定する公営企業に係るもの
- (2)～(13) （略）

改 正 前

別表（第2条関係）

占有物件	占有料	
	単位	金額
法第32条第1項第1号に掲げる工作物の部～法第32条第1項第6号に掲げる施設の部（略）		
令第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）の款～アーチの款（略）	
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料の部・令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設の部（略）		
備考（略）		

改 正 後

別表（第2条関係）

占有物件	占有料	
	単位	金額
法第32条第1項第1号に掲げる工作物の部～法第32条第1項第6号に掲げる施設の部（略）		
<u>道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）</u> 第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）の款～アーチの款（略）	
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料の部・令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設の部（略）		
備考（略）		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。